

承認第1号

専決処分の承認について

新宿区長の退職手当の特例に関する条例を定める件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和4年11月21日付けで専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、別紙のとおりその処置について報告し、承認を求める。

令和4年11月25日

提出者 新宿区長 吉住 健一



新宿区告示第 670 号

専決処分について

新宿区議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため新宿区議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり処分した。

令和 4 年 11 月 21 日

新宿区長 吉住 健一

1 議決すべき事件

新宿区長の退職手当の特例に関する条例を定める件

2 処分した日

令和 4 年 11 月 21 日

3 理由

任期満了の日（令和 4 年 11 月 23 日）前に、新宿区長の退職手当の特例に関する条例を制定しこれを施行するに当たり、新宿区議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため

新宿区長の退職手当の特例に関する条例

この条例の施行の日に区長の職にある者に支給する同日を含む任期に係る退職手当の額は、新宿区長等の退職手当に関する条例（昭和34年新宿区条例第1号）第3条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した区長の退職手当の額から当該額に100分の15を乗じて得た額を減じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。